

第2次  
うすきし  
臼杵市男女共同参画基本計画  
【概要版】



2022年(令和4年)3月改訂  
臼杵市



## はじめに



市民の皆様には日頃より、臼杵市の男女共同参画推進事業の取組に関して、多大なるご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

国は男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

全国的かつ本格的な人口減少や高齢化が進む中、家事・育児・介護・地域活動等さまざまなライフイベントに伴う課題は、もはや女性だけのものではなく、職業生活も男性のものだけではありません。男女がお互いの人権を尊重し、多様な暮らし方や働き方が選択できる柔軟な社会づくりが求められています。

臼杵市では、臼杵市男女共同参画基本計画（2007年（平成19年）3月策定）に基づき、「男女（みんな）がともに思いやり支えあう社会」づくりのための施策を、総合的かつ計画的に推進して参りました。その後、第2次臼杵市男女共同参画基本計画を2017年（平成29年）3月に策定し、「臼杵の特色ある資源（ひと、知恵、知識）を活かしながら、男女（みんな）がお互いの個性をありのままに認めあう意識を醸成し、男女（みんな）が『わかりあうしくみ』（制度・安全）を整備する」ことを目標に掲げ、子どもからお年寄り、訪れた方々が元気を充電できるまちづくりを目指しています。この度、社会情勢の変化や意識調査の結果等を踏まえ、「第2次臼杵市男女共同参画基本計画」を改定しました。

引き続き、市民の皆様、事業所、臼杵市で連携を図りながら、それぞれの立場においての主体的かつ継続的な取組につきまして、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、熱心に議論いただきました策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの関係者の皆様にご心からお礼申し上げます。

2022年（令和4年）3月

臼杵市長

中野五郎



## 「第2次臼杵市男女共同参画基本計画」 を策定しました。

「第2次臼杵市男女共同参画基本計画（以下、「第2次基本計画」という。）」は臼杵市における、

**男女共同参画社会の実現**

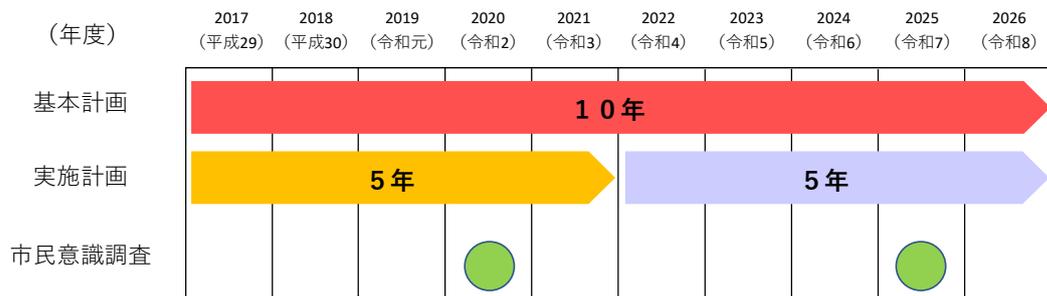
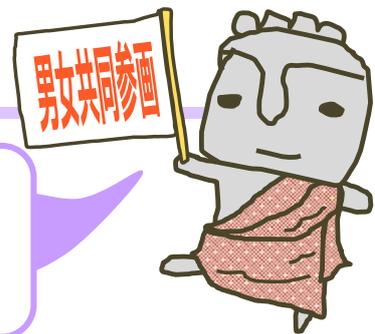
**女性の活躍**

**DV防止対策**

を推進するための指針です。

### 1 第2次基本計画の計画期間

第2次基本計画は、10年間の計画です。  
社会情勢の変化及び本計画の進捗状況に応じ  
見直しを行います。



＊第2次計画を具体的に推進していくため、5年毎に実施計画を策定します。

＊第2次計画の毎年の推進状況を調査するため、毎年度末に施策の成果を点検する「推進状況調査」を実施します。その結果を実施計画に反映させることで、着実な計画の推進に努めます。

#### 男女共同参画週間

**毎年6月23日～6月29日**

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画基本法の目的及び基本理念を国民の皆様により深く理解していただくために設けられた週間です。（内閣府男女共同参画局より）

## 2 総合目標及び基本目標



第2次基本計画の総合目標（10年後のあるべき姿）とそれを目指すための3つの基本目標を定めました。

### 総合目標

（10年後のあるべき姿）

## 臼杵女性（おへまさんたち）の知恵と世話焼きが光る元気充電のまち

あるべき姿：臼杵の代表的な女性像としての「おへまさん」。臼杵の人たちに「（いらん）世話」を焼きながらも、それが地域の元気の元となって、子どもからお年寄り、訪れた人たちが元気で健康になるまちになっています。

### 基本目標1

（女性の活躍推進）

### 臼杵女性（おへまさんたち）がますます輝き活きる

あるべき姿：皆が、生きるために必須の長い間培ってきた知恵・知識を持った女性の発想力・行動力を活かして生きています。

### 基本目標2

（意識改革）

### お互いの個性をありのままに認めあう 「じょうせいこころ」を醸成する

あるべき姿：皆が「男らしさ」「女らしさ」を意識せず、夢・希望・能力・知識の違いをお互いに認め合う人生を送っています。女性が自由に能力や個性を表現できるまちになっています。

### 基本目標3

（制度・環境の整備）

### 「わわかりあうしくみ」を和をもって整える

あるべき姿：皆が、年代や住んでいる場所を超えて、女性を尊重した人生を送っています。女性の活躍により、市外から来る人々と市民に強い絆が生まれ、臼杵市は、安心して訪れることができ、そして移住しやすいまちになっています。

本計画では、野津の伝承である吉四六さんの妻「おへまさん」を臼杵女性の女性像としました。それとともに男性女性を問わない「人」としての理想像も「おへまさん」であると考えます。



# 3

## 臼杵市の男女共同参画を推進するための3つの柱と具体策



臼杵市の男女共同参画の推進のために、下記に記載する3つの柱のもとに、それぞれの具体策を推進します。

### 1 女性の活躍推進



施策や方針決定  
過程への  
女性の参画

産業・経営の  
分野に広げる  
男女共同参画

活力ある農山  
漁村へ広げる  
男女共同参画

ワーク・ライ  
フ・バランス  
の拡充

みんなで共に支えあい、広げる地域づくり

### 2 意識改革



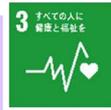
人権尊重と  
男女平等の  
環境づくり

意識改革・  
制度・慣行の  
見直し

男性の家事  
育児・介護・  
地域活動  
への参画

自己実現  
するための  
学習機会の充実

### 3 制度・環境の整備 (安全・DV対策)



女性のライフ  
ステージに応じた  
健康支援

DV、性犯罪等の  
被害者への支援

女性に対する暴力の  
予防と根絶の  
ための基盤づくり

子どもの声が響く、誰もが安心して暮らせる臼杵づくり (定住支援)



## 4 効果的な男女共同参画の推進



### ■ 学習機会の 拡大・充実

市民がライフサイクルの中で男女共同参画について学ぶことができるよう、生涯学習の視点に立った学習の機会の充実に努めます。

- 市民意識調査や講座を活用し、市民の意識・学習ニーズを把握します。
- 男女共同参画に関する講師育成と、学習会・講座等での講師派遣を充実します。
- 誰もが男女共同参画の学習に取り組めるよう、教材（DVDやマニュアル等）を整備します。

### ■ 情報の提供と 啓発の工夫

市民の主体的・自主的な学習を支援するため、次の取組を行います。

- 身近な公共施設（公民館等）を積極的に活用します。
- 市報・マルチメディア等を活用し、意識啓発の場を増やします。
- 子どもから高齢者まで、受け手が理解しやすい情報提供を行います。
- スマートフォン等を活用し高度情報化社会に対応した情報提供を行います。
- 参加体験型学習を取り入れるなど、学習方法を工夫します。

### ■ 連携の促進

男女共同参画の推進に取り組んでいる各種団体等と密接に連携しながら意識改革、啓発を推進していきます。

- 国、県、他市町村と連携します。
- 市内の行政機関、地域コミュニティ、各種団体（NPO）と連携します。

### ■ 相談・支援 体制の充実

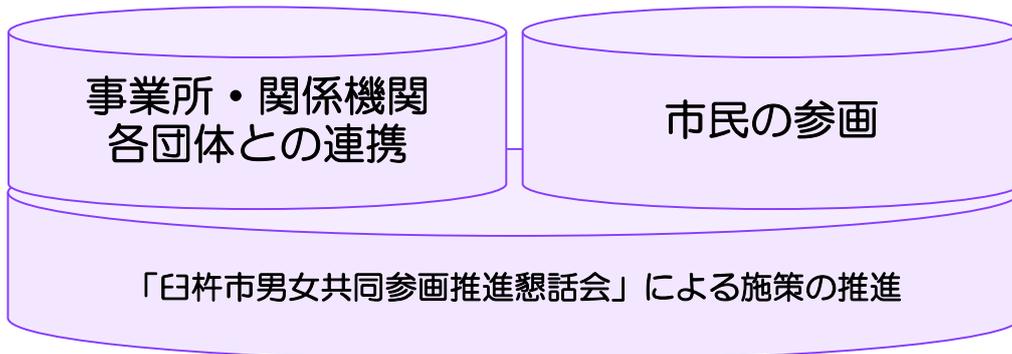
市民が安心した生活を送れるよう、相談・支援体制を充実します。

- 部落差別解消推進・人権啓発課に開設している「女性に対する問題（暴力など）相談窓口」を通して女性に関する様々な問題に対応します。
- 相談担当職員の資質向上のための研修を強化します。
- 国・県及び関係団体と連携し、複雑化・多様化している男女共同参画に関する問題やDV被害に対して適切な対処ができるよう取り組みます。

## 5 市民の参画と連携



第2次基本計画の内容を、一步一步着実に進めていくためには、市民のみなさん一人ひとりがそれぞれの分野における役割を認識し、取り組んでいくことが必要です。



臼杵市では、行政の推進体制の充実とあわせて、市民、事業所、地域、関係機関との連携を強化し、本計画を推進していける体制を作ります。

## 6 家庭・地域・職場の役割

家庭で・・・



●一人の人間として、希望する暮らし方や働き方ができるよう家庭生活について、話し合みましょう。

●「女性だから」「男性だから」といった理由での偏りのある役割分担を見直してみましょう。  
(家事、育児、介護、地域活動)



●誰もが家族の一員として尊重され、男女が支えあいながら家庭生活を送ることが重要です。



## 地域で・・・



●性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心していきいきと暮らせる環境をつくりましょう。

●性別の垣根なく、思ったことを素直に伝え合える豊かな心の土壌を作りましょう。



●地域の活動や方針決定をする場に、男性も女性も積極的に参加し、女性でもリーダーになれる環境を作りましょう。



●子育てや介護、防災対策等で、地域の支援体制が充実できるよう、男女がともに認め合い、活動できる地域にしましょう。

## 働く場で・・・

●男性も女性も仕事と家庭生活が両立しやすくなるよう、育児休業・介護休業制度の普及が必要です。



●女性が持つ能力を十分に発揮できるよう、柔軟な働き方が選択できる制度の導入等、働きやすい職場環境づくりを推進しましょう。



●採用・賃金・昇格・雇用形態等における男女差別が解消され、個人が十分に能力を発揮できる職場環境づくりに努めなければなりません。

●働く場においては、特に指導者自らが、男女共同参画を実践するロールモデル\*になることが大切です。

\*ロールモデルとは、仕事や地域活動等の中で、具体的な行動や考え方（例えば働き方やリーダーシップの発揮等）に対して模範となる人のことです。

# 7

## 臼杵市DV対策基本計画

DV被害者支援とDV予防に対する施策の一層の拡充を図るべく、「第2次臼杵市男女共同参画基本計画」の策定にあわせ、DV防止法に基づく市町村基本計画として「臼杵市DV対策基本計画」を定めます。

### 2つの施策の柱（支援と予防）

#### DV被害者 支援対策

臼杵市のDV相談件数は年々増加しており、その相談内容についても複雑になっています。一方で、DV被害は他の問題よりも相談されにくいいため、DV被害を早期に健在化し、被害者への適切な支援につなげられるよう、情報提供や相談しやすい環境整備が重要です。

#### DV 予防対策

重大な人権侵害であるDV被害をなくし暴力を根絶するための防止対策として、教育の場や地域コミュニティに対して“暴力を許さない”という社会意識の醸成をはかるための啓発活動や環境づくりを行わなければなりません。

臼杵市では、DVをはじめとした女性に対する問題の窓口＝「女性に対する問題（暴力等）相談窓口」を設置し、相談、情報提供、カウンセリングを行い、緊急時においては安全の確保や同行支援を行います。関係各課や関係機関と密に連携しながら、相談者及び被害者への、その後の安全支援や自立支援につなげていきます。

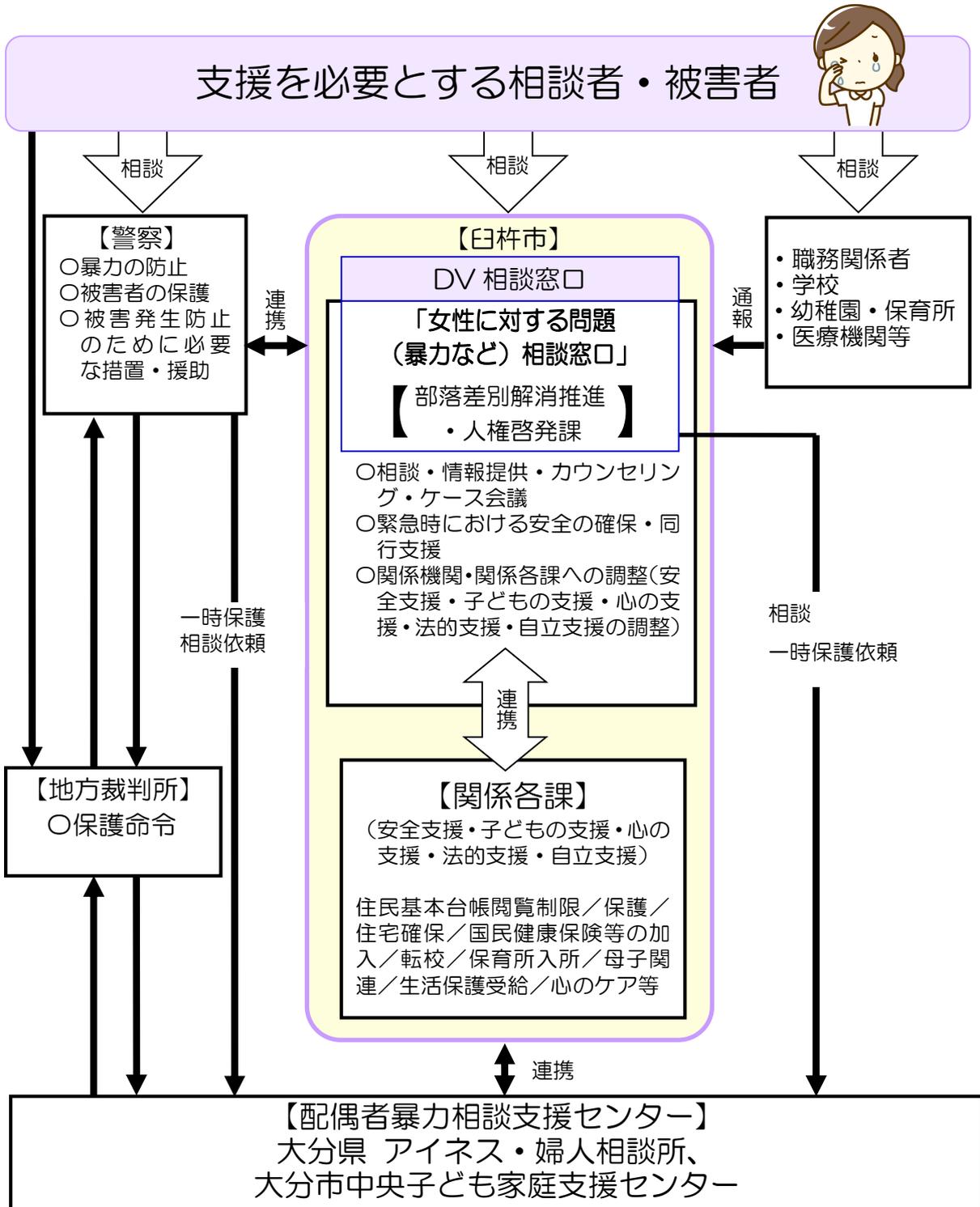
「女性に対する暴力をなくす運動」期間

毎年 **11月12日～11月25日**

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。（内閣府男女共同参画局より）

## ■臼杵市におけるDV被害者支援システム

臼杵市では、DV被害者支援を以下のように取り組み、被害者が適切な支援、保護を受けられるよう、関係機関と連携します。



# 「DV」(ドメスティック・バイオレンス)とは

配偶者(事実婚を含む。)や配偶者であった者、また生活の本拠を共にする交際相手等、親密な男女関係からの「暴力」のことです。

※「配偶者」には、婚姻の届出をしていない、いわゆる「事実婚」を含みます。また、離婚後も引き続き暴力を受けている元配偶者も含みます。さらに、生活の本拠を共にする交際相手も含まれます。また、男性・女性の別を問わず、外国人にも適用されます。

## DVの特性

DVは、家庭内という人目に触れることが少ない場所で、親密な関係の男女の間で起こることから、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特性があります。被害者は、度重なる暴力により「逃げたら殺されるかもしれない」という恐怖、「逃げても連れ戻される」「離れられない」などの無力感、自分が悪いから殴られるなどの自尊心の低下などにより、「逃げない」「逃げられない」状況に置かれていくという特性があります。

## DVの形態

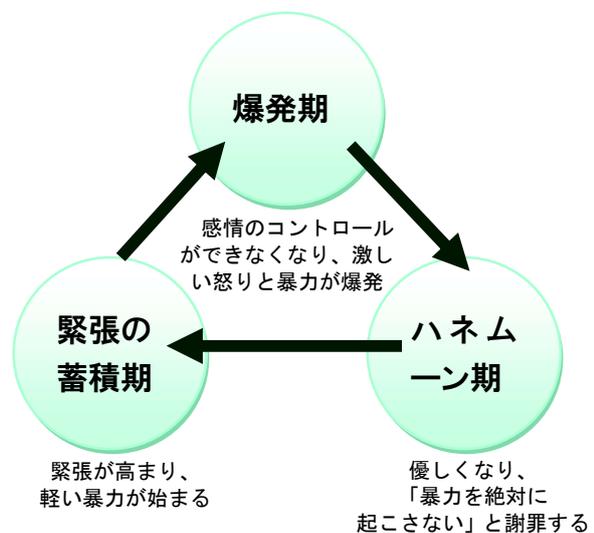
DV防止法(2004年(平成16年)の法改正で定義拡大)では、身体的暴力だけでなく、精神的暴力・性的暴力も「暴力」にあたりとされています。このように暴力には様々な形態がありますが、多くの場合、何種類かの暴力が重なって起こります。

- ①**身体的暴力**…殴る、蹴る、髪をひっぱる、突き飛ばす、物を投げつける、首を絞める、刃物などで脅す等
- ②**精神的暴力**…無視する、大声でどなる、人格を否定するような暴言を吐く、生命・身体に対する脅迫(殺すぞ・死ぬ等)等
- ③**性的暴力**…避妊に協力しない、性行為の強要、ポルノビデオ等を無理やり見せる等
- ④**経済的暴力**…生活費を渡さない・使わせない、借金の強要、外で働くことを禁じる、「誰のおかげで食べられるんだ」など見下して言う等
- ⑤**社会的暴力**…外出を制限する、交友関係や電話を細かくチェックする等

## DVのサイクル

すべての加害者に当てはまるとは限りませんが、暴力には3つの局面からなる周期があるとされています。

人によって周期の長さも異なり、3つの局面がすべて現れるとも限りません。



# 8

## 臼杵市女性活躍推進計画

働くことを希望する女性が、その個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会をめざすため「第2次臼杵市男女共同参画基本計画」の策定に合わせ、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として「臼杵市女性活躍推進計画」を定めます。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）」が2015年（平成27年）9月4日公布されました。法律制定の背景には、就職を希望しているものの育児・介護等を理由に働くことができない女性が多いという課題があります。女性が継続的に就業できる仕組みをつくり、結婚、妊娠、出産、育児、介護等に左右されることなく女性が活躍していける社会づくりの推進が求められています。

### 3つの施策の柱（支援、環境整備、推進体制）

#### 女性活躍 推進のための 支援措置

女性活躍推進には、積極的に企業における取組が行われることが重要です。また、再就職支援や、起業支援などを通して、女性が多様な働き方を選び実現できるよう支援することや、学校でのキャリア教育の実施が求められています。

#### 仕事と家庭 の両立 ための 環境整備

仕事と家庭の両立には、男性自身の意識や職場風土を変えていくことが必要不可欠です。また、子育てや介護における支援環境の整備が求められています。家庭運営においても、家事、育児、介護、地域活動等の役割についても、性別による偏りを見直していくことが大切です。

#### 臼杵市に おける 推進体制

臼杵市では、「臼杵市女性活躍推進計画」の策定によって、女性活躍推進社会の実現を目指します。市内での啓発活動のほか、庁内の横断的な推進体制の整備や相談体制づくりを行い、臼杵市の女性が一層輝くことができる臼杵市をめざします。

# 資料

## 1. 男女共同参画に関する主な動き

年	世界（国連）	日本
1945年（昭和20年）	国際連合成立 国際民主婦人連盟結成	女性の参政権獲得
1975年（昭和50年）	国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置
1976年（昭和51年）	国連婦人の10年（昭和60年まで。目標：平等、発展、平和）	
1977年（昭和52年）		「国内行動計画」策定
1979年（昭和54年）	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	
1980年（昭和55年）	「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	
1985年（昭和60年）	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准
1986年（昭和61年）		婦人問題企画推進有識者会議開催
1987年（昭和62年）		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1990年（平成2年）	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991年（平成3年）		「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定。「育児休業法」公布
1993年（平成5年）	国連世界人権会議「ウィーン宣言」	
1994年（平成6年）	国際人口開発会議（カイロ）	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置
1995年（平成7年）	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）
1996年（平成8年）		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定
1997年（平成9年）		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正
1999年（平成11年）		「男女共同参画社会基本法」公布、施行。 「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布、施行
2000年（平成12年）	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」閣議決定（H12.12月） 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
2001年（平成13年）		男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置。「DV防止法」公布・施行 「育児・介護休業法」改正
2003年（平成15年）		「次世代育成支援対策推進法」公布、施行

年	世界（国連）	日本
2004年（平成16年）		「DV防止法」改正（H16.12月施行：①配偶者からの暴力の定義が身体的暴力に限定されていたものから言葉や態度等による精神的暴力も含むこととなった、②元配偶者も保護命令の対象となった、③退去命令の期間が2か月へ）
2005年（平成17年）	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」、ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ	「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定（H17.12月）「育児・介護休業法」改正
2006年（平成18年）	第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合「東京閣僚共同コミュニケ」	「男女雇用機会均等法」改正
2007年（平成19年）		「男女雇用機会均等法」施行（セクハラ防止に配慮する義務が「セクハラの防止措置をとる義務」へと強化） 「DV防止法」改正（H20.1月施行、電話等を禁止する保護命令（①面会の要求②行動の監視に関する事項を告げること等③著しく粗野・乱暴な言動④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メールほか） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2009年（平成21年）	（第6回報告に対する）女子差別撤廃委員会からの最終見解	「育児・介護休業法」改正
2010年（平成22年）		「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定（H22.12月）
2011年（平成23年）		「障害者虐待防止法」成立（H24.10月施行） 「第2次犯罪被害者等基本計画」（H23.3月25日閣議決定）
2012年（平成24年）		「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（H25.3月施行）
2013年（平成25年）		「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加、H25.10月全面施行） 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援等、H26.1月施行） 「障害者差別解消法」（「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」、H28.4月施行） 「第3次障害者基本計画」（H25.9.27閣議決定） 「生活困窮者自立支援法」（自立相談支援、住居確保支援、就労支援ほか、H27.4月施行） 「DV防止法」改正（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者を対象とする、H26.1月施行）

年	世界（国連）	日本
2014年（平成26年）	女子差別撤廃条約実施状況報告（第7回及び第8回報告）	「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正（自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持への処罰規定、H26.7月施行） 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為への処罰規定、12月全面施行）
2015年（平成27年）	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」	「女性活躍推進法」成立（H27.9月一部施行、H28.4月全面施行） 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定（H27.12月）
2016年（平成28年）		「育児・介護休業法」改正（介護休暇、子の看護休暇の半日単位での取得可能、H29.1月施行） 「男女雇用機会均等法」改正（事業主のマタニティハラスメント対策義務、H29.1月施行） 「第3次犯罪被害者等基本計画」閣議決定（H28.4月）
2017年（平成29年）		「育児・介護休業法」改正（育児休業期間の延長 H29.10月施行）
2018年（平成30年）		「第4次障害者基本計画」閣議決定（H30.3月） 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立（労働時間に関する制度の見直し等、H31.4月施行、不合理な待遇差を解消するための規定の整備、R2.4月施行） 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（H30.5月施行）
2019年 （平成31年 令和元年）		「女性活躍推進法」改正（一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務の対象拡大 R4.4月施行） 「労働施策総合推進法」改正（パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務、R2.6月施行） 「男女雇用機会均等法」等改正（セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化、R2.6月施行） 「DV防止法」改正（相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を法文上明確化、R2.4月施行） 「育児・介護休業法施行規則」改正（全ての労働者が介護休暇、子の看護休暇の時間単位での取得可能、R3.1月施行）
2020年（令和2年）		「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（R2.6月決定） 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定

## 2. 法律・条例等

### 男女共同参画社会基本法（一部抜粋）

【1999年（平成11年）6月23日公布法律第78号、改正：1999年（平成11年）12月22日法律第160号】

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

##### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

##### （地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附則……（略）……

## 臼杵市男女共同参画推進条例（基本理念にあたる第3条を抜粋）

【2013年（平成25年）4月1日条例第2号】

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに鑑み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動を行うことができるようにしなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性に関する健康と権利を互いに認め合えるようにすることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（前文）

【2001年（平成13年）4月13日法律第31号】

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（基本原則）

【2015年（平成27年）9月4日法律第64号、改正：2019年（令和元年）法律第24号】

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

## ●●女性に対する問題相談窓口●●

相手との関係を「つらい」「なにかおかしい」と感じていませんか？  
夫やパートナーからの暴言や暴力、セクハラやストーカー問題等、あなたや  
あなたの親しい人が抱えている悩みについて、安心してご相談ください。

(相談無料、秘密厳守)

### 臼杵市 女性に対する問題（暴力など）相談窓口

☎ **0972-63-1111** (内線 3172)

月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)

部落差別解消推進・人権啓発課

部落差別解消推進・人権啓発・男女共同参画グループ

### 配偶者暴力相談支援センター

■ 婦人相談所 ☎ **097-544-3900**

月～金曜日 9:00～21:00

土日・祝日 13:00～17:00/18:00～21:00

■ アイネス ☎ **097-534-8874**

月～金曜日 9:00～16:30 (祝日、年末年始は除く)

■ 大分市中央子ども家庭支援センター

☎ **097-537-5666**

月～金曜日 8:30～18:00 (祝日、年末年始は除く)

### おおいた性暴力救援センター・すみれ

☎ **097-532-0330** (#8891)

24時間 365日

大分県が開設した性暴力被害者を支援するための相談窓口です。

### DV相談ナビ (全国共通電話番号)

**#8008** (シャープ・はれれば)

発信地等の情報から最寄りの相談機関に電話が自動転送され、  
直接ご相談いただくことができます。

【2022年(令和4年)3月現在】

#### 第2次臼杵市男女共同参画基本計画 概要版

2017年(平成29年)3月 策定

2022年(令和4年)3月 改訂

発行者：臼杵市役所 部落差別解消推進・人権啓発課

部落差別解消推進・人権啓発・男女共同参画グループ

電話番号：0972-63-1111

FAX：0972-63-1464

ホームページ：<http://www.city.usuki.oita.jp/>